

中央会

組合活性化情報



2007.3
No.509

わかやま

- 改正組合法の留意点
- ステップアップ講座
「中小企業の円滑な事業承継のために」
- 平成19年度中小企業税制改正のポイント
- 全国先進組合事例

No.509

2007.3

W A K A Y A M A

Contents

今月のトピックス	1
ステップアップ講座 ●「中小企業の円滑な事業承継のために」PART	2
施策情報 ● 改正組合法等の留意点について ● 平成19年度中小企業税制改正のポイント	4
中央会だより ● 平成18年度新規加入組合 ● 山東省商談会報告会の開催 ● セミナーのご案内	12
会員だより ● 中小企業総合展2007	14
全国先進組合事例	15
高年齢者雇用確保措置	18
地域の就職支援活動	19
情報連絡員報告	20
共済制度のご案内	22

今月の トピックス

かがやく！地元和歌山企業へのエスコート ～ WBC(和歌山ブライトカンパニーズ)企業説明会開催～

2月16日(金) ホテルグランヴィア和歌山(和歌山市友田町)において「若者と中小企業とのネットワーク構築事業」により起ち上げたWBC(和歌山ブライトカンパニーズ・かがやく和歌山の企業)の企業説明会を開催。

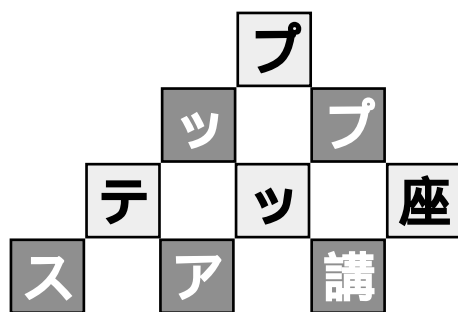
各企業デスク・ブースでの自由な相談会に多くの若者達が参加しました。

本事業では、WBCとしての本格始動により、ホームページ開設やDVDの作成、ジョブカフェ相談会、インターンシップなど幅広く活動を展開し、魅力発信型の人材確保支援を行っていくものです。

当日はテレビ和歌山アナウンサー山田みゆきさんと本事業のコーディネーター茶谷幸治さんによるトークコーナーもあり、終日大勢の若者達が訪れる説明会となりました。



お問い合わせ：和歌山県中央会 情報総務部迄 TEL 073-431-0852



中小企業の円滑な事業承継

～ 事業承継対策（２）～

１．多様化する事業承継のパターン

一昔前では、親の仕事が子供が継ぐのが当たり前の時代でしたが、最近では経営者の子供が後継者として親の事業を継ぐ割合が年々減少してきています。今後、団塊世代の経営者が高齢化していくなかで、中小企業の後継者難がますます深刻な問題になってきています。今回は、第3回目として、「親族外」と「M&A（合併・買収）」による事業承継対策について考えていきたいと思います。

ある調査では、現時点で適当な後継者がいないとす

る企業が20%弱を占め、後継者がいないとする企業の内、今後の後継者対策として、「役職員を候補として育成・教育する」が約56%、「社外から経営者を探す」が約38%、「会社の売却による承継を検討する」が約21%（複数回答：2006年版中小企業白書）となっています。「子供が親の事業を継ぐ」という従来型の事業承継が今後もますます多様化していくものと推定されます。

２．親族外による事業承継

（１）社内の役職員による事業承継

同族会社の社長である経営者に親族の後継者がいない場合に、社内の経営幹部や工場長などの従業員から後継者候補を選定するケースがみられます。この場合の後継者は、会社の社風・文化に溶け込んでおり、経営方針や事業内容にも精通しているなど受け入れられやすい反面、いくつかの複雑かつ微妙な問題点もあり、以下の項目など十分に考慮しておく必要があります。

経営者としての手腕・資質

役職員としての能力と経営者としての能力とは質的に異なるため、事前に実践的な経営者育成の機会を設けること。

利害関係者との関係

後継者候補として、他の従業員、取引先、金融機関などに事前に認知・理解してもらい良好な関係を築いておくこと。特に、将来の実質支配株主となる現経営者の親族との関係（親族の意向等）が重要になります。

経営者の交代

社内役職員による事業承継は、当面、現経営者が実質的に会社の支配権（大株主）を有したまま後継者に経営権を段階的に委譲するケースがほとんどと考えられます。現実的には、現経営者が完全に退任するのでなく会長職等に退き、経営者養成期間として後継経営者を側面からサポートする体制が想定されます。

後継経営者と親族との問題

前経営者が亡くなった場合、前経営者の保有する株式や個人所有財産がすべて相続人の所有となり、親族外による事業承継では所有と経営の分離が生じます。前経営者が保有していた自社株式は、何人かの相続人に分散化されます。このため後継経営者が経営者としての安定した地位を維持するため、一定の自社株を相続人から買い取る株式買取資金が必要になる場合も発生します。また、会社の借入金の担保として提供している前経営者の不動産等も相続されることとなります。この場合、親族に担保提供を続けてもらうか、会社又は後継経営者が買い取るかなどする必要があります。さらに、前経営者が借入金などの会社債務の連帯保証になっていることも多く見られます。この場合も金融機関等との難しい対応が必要になります。

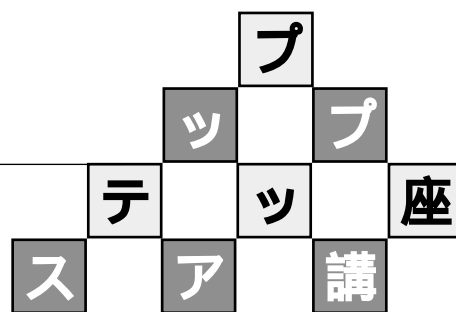
これらの事態は、後継経営者が安定した経営を維持するためには、親族内外の事業承継を問わず発生する極めて複雑で重要な問題となることから、事前に法務・税務の専門家を交えて周回の対応策を検討しておくことが重要です。

（２）社外からの雇い入れによる事業承継

親族内にも社内役職員にも適当な後継者がいない場合、大手取引先の天下りや商社・金融機関等の社外からの雇い入れによる事業承継が数少ないケースとして見られます。このケースは、親族内後継者が若年のた

のために PART

大前ビジネス研究所 所長
中小企業診断士 大前 孝司



め中継ぎ的なサラリーマン社長になる場合が多く、一部には業暦の浅いベンチャー企業などに特殊な経営ノウハウや営業力を持つ人材を会社支配権のない経営者に登用するケースも見られます。社外からの雇い入れの場合、一般的には、高い経営手腕を持った人材を求めることができ、これまでの古い体質やしがらみを一

掃した新しい経営を期待できるメリットがある反面、社内での人間関係の融和、関係者との信頼関係の醸成、これまでの経営への思い入れ、最終的な実質支配経営者になりにくいなどの面でのデメリットも多いと考えられます。

3. 会社の売却（M & A）による事業承継

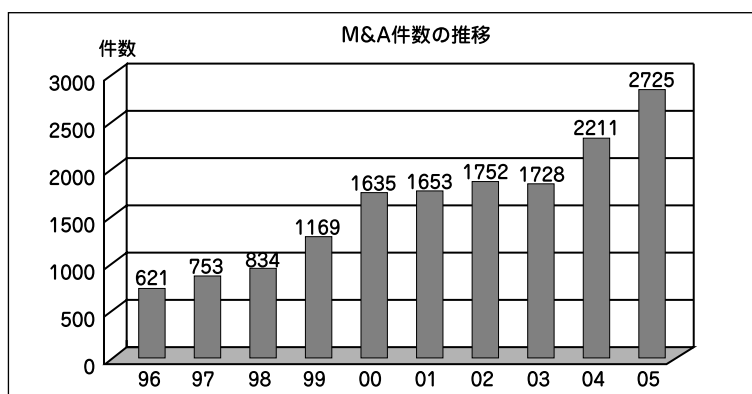
どうしても後継者がいない場合、事業を廃業するか、事業そのものを売却するかの選択が考えられます。何とか事業を継続させ、従業員の雇用や販売・仕入先・下請け先等との取引を継続させ、経営者の老後の生活資金を確保したいと希望する場合、事業売却（M & A）による事業承継が有力な手段となります。

「中小企業にM & Aの波が押し寄せている。高度成

長期に創業した経営者が高齢化、後継者難から事業を売却する例が増えている」（日本経済新聞2007年2月3日）などM & Aの記事が毎日紙面にあふれています。

2007年は「M & A元年」といわれるほど、中小企業においても、今後ますます企業合併や企業買収が増加すると思われます。

< M & A件数の推移 >



（資料：株式会社レフコ）

M & Aには、会社丸ごと他社に売却する方法、株式を第三者に売却する方法、自社の株式と他社の株式を交換する方法などがあります。どのような方式になるかは、買い手企業と売り手企業のそれぞれの実情に応じて決められることになります。

ある大手企業が自社の事業拡大にどうしても必要な技術・ノウハウをもつ小規模企業を丸ごと買収した事例などもみられ、M & Aは、これまでの大企業中心のものだけでなく、中小企業においても今後ますます活発化していくものと考えられます。

前向きにM & Aを進めるうえでの障壁として、適当な売却先をどのようにして見つけるかがあげられます

が、多くの企業情報を持つ顧問税理士、商工会議所、商工会や取引金融機関、専門のM & A仲介機関などから事前に情報収集をおこなうことが重要と考えられます。また、適当な売却先が見つかったとしても、自社の適正公平な企業価値（売却価格）決定するのが困難な場合が多く、客観的な自社の企業価値の算定を含め会社売却に伴う税務、法務上の課題について専門家を交え事前に十分な準備をしておくことも必要と考えられます。

参考文献：中小企業白書、日本経済新聞、事業承継ガイドライン他

改正組合法等の施行に際しての当面の留意点について

全国中小企業団体中央会

平成19年4月1日施行の改正組合法等の関係政省令につきましては、政令が1月12日に公布され、省令は近日中の公布が予定されております。

4月からの改正点のうち、理事任期の短縮、監事への業務監査権限の付与、員外監事の義務化等につきましては経過措置が置かれておりますが、次の諸点につきましては、今後公布される関係省令にもよりますが、現段階の省令案を前提とした場合、組合の規模や事業内容の如何を問わず全ての組合が法施行後、速やかに対応する必要がありますので、ご留意ください。



決算関係書類等に関する作成・手続の明確化関係

これまで、理事は、通常総会の1週間前までに「決算関係書類」を監事に提出しなければならない、通常総会の1週間前までに「決算関係書類」を主たる事務所に備え置かなければならない、とされていましたが、今回の改正により下記のように変更されています。

「決算関係書類（財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案）」及び「事業報告書」は、監事の監査を受けた上で理事会の承認を受けなければならない。

理事は、理事会の承認を受けた「決算関係書類」「事業報告書」及び「監査報告」を、通常総会の通知とともに組合員に提供しなければならない。組合は、通常総会の2週間前までに「決算関係書類」及び「事業報告書」を主たる事務所及び従たる事務所（従たる事務所へは写し）に備え置かなければならない。

上記の改正事項に関しては、経過措置が設けられておりません。

これまでは、実態上は、理事会の承認を受けた後に監事の監査を実施している組合もあると認識しておりますが、今般の改正により、監事の監査を受けた後に理事会の承認を受けることとされていますので、留意する必要があります。

また、通常総会の招集に当たっては会議の目的たる事項、すなわち議案を示すことで足りていましたが、平成19年4月以後に開催される通常総会の招集に当たっては、「決算関係書類」と「事業報告書」を併せて提供（書面の場合は郵送）しなければならないことに留意する必要があります。

さらに、監事が「監査報告」を理事に通知するまでの期限としては、組合から決算関係書類（業務監査権限を有する監事は事業報告書を含む）が提供されてから、原則4週間を経過した日とされています（ただし、監事が4週間以内に「監査報告」を通知することは特段問題ありません）。

このこと及び通常総会の2週間前までに「決算関係書類」及び「事業報告書」を事務所へ備え置くことが

義務づけられたことから、組合においては年度末終了後に速やかに「決算関係書類」「事業報告書」を作成する必要があります。

その際、組合から監事への関係書類の提出期限は法律に特段規定されていないことから、個々の監事の監査能力と監査に要する実際の期間を見極め、関係書類の作成期限を予め決定することが肝要です。

加えて、「決算関係書類」及び「事業報告書」の監事への提出時期、理事会の開催時期、通常総会の通知とともに決算関係書類及び事業報告書を組合員に提供する方法等について、個々の組合で検討することが必要です。

なお、組合員全員の同意がある場合には、総会の招集手続を省略することができますが、この場合には招

集手続そのものを行う必要がないことから、「決算関係書類」「事業報告書」を組合員に事前に提供する必要はないものと考えます。また、法施行前に行われる通常総会の招集については、改正法の適用がないことから同様に「決算関係書類」「事業報告書」を組合員に事前に提供する必要はありません。

また、事前に提供することが必要なものは、「決算関係書類」「事業報告書」及び「監査報告」であり、通常総会の議決を要することとなっている収支予算や事業計画などは事前提供の対象になっていません。

以上の改正内容を踏まえた一般的な通常総会招集の流れは次のとおりです。

平成19年4月1日以後に招集される通常総会の手続きフロー図

議案の作成

組合は、「決算関係書類（財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案）」及び「事業報告書」を作成しなければならない（40条）。

監事への「決算関係書類」「事業報告書」の提出

- ・ 組合は、「決算関係書類」「事業報告書」について、監事の監査を受けなければならない（40条）。
- ・ 監事は、受領した「決算関係書類」「事業報告書」について、監査方法・内容等を記した「監査報告」を作成し【1】、理事に対し、「決算関係書類」「事業報告書」の全部を受領した日から4週間経過した日、もしくは理事との合意により定めた日のいずれか遅い日【2】までに「監査報告」の内容を通知しなければならない（施行規則91条）。

- 【1】：監事の監査権限を会計に関するものに限定した組合の監事は、「事業報告書」の監査権限がないことを明らかにした監査報告を作成しなければならない
- 【2】：監査期限は、監事と理事の合意があっても4週間を下回る期限を予め定めることは不可（ただし、監事が4週間以内に通知することは可能）

理事会招集通知の発出【3】

理事長は、理事会の会日の1週間前【4】までに、各理事【5】に対し、理事会招集通知を発出しなければならない（36条の6）。

- 【3】：理事（監事に業務監査権限を付与している組合は、理事及び監事）全員の同意があれば招集手続の省略可（36条の6において準用する会社法368条）
- 【4】：短縮可（1週間を下回る期間を定款で定めた場合はその期間（36条の6において準用する会社法368条）
- 【5】：監事に業務監査権限を付与している組合は、各監事に対しても発出しなければならない（36条の6において準用する会社法368条）

理事会の開催

理事会においては、通常総会の開催及び議案の議決をするとともに（49条）、監事の監査を受けた「決算関係書類」「事業報告書」の承認を行う（40条）。

「決算関係書類」「事業報告書」の備置き

組合は、通常総会の2週間前までに、「決算関係書類」「事業報告書」を主たる事務所（従たる事務所へは写し）に備え置き、組合員の閲覧に供する（40条）。

総会招集通知の発出【6】・「決算関係書類」「事業報告書」及び「監査報告」の提供

理事長は、通常総会の会日の10日前【7】までに組合員に到達するように、総会招集通知を発出する（49条）。総会招集通知には、議案のほか、会議の日時、場所等会議の目的たる事項を示すとともに、理事会の承認を受けた「決算関係書類」「事業報告書」及び「監査報告」を添付し、組合員に提供しなければならない（40条）。

【6】：組合員全員の同意があれば招集手続の省略可（49条）（この場合、招集通知発出の際に必要な添付書類も不要）

【7】：短縮可（これを下回る期間を定款で定めた場合はその期間（49条））

通常総会の開催

< 中協法 >

（決算関係書類等の提出、備置き及び閲覧等）

第四十条 組合は、主務省令で定めるところにより、その成立の日における貸借対照表を作成しなければならない。

2 組合は、主務省令で定めるところにより、各事業年度に係る財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案（以下「決算関係書類」という。）及び事業報告書を作成しなければならない。

3 決算関係書類及び事業報告書は、電磁的記録をもつて作成することができる。

4 組合は、決算関係書類を作成した時から十年間、当該決算関係書類を保存しなければならない。

5 第二項の決算関係書類及び事業報告書は、主務省令で定めるところにより、監事の監査を受けなければならない。

6 前項の規定により監事の監査を受けた決算関係書類及び事業報告書は、理事会の承認を受けなければ

ならない。

7 理事は、通常総会の通知に際して、主務省令で定めるところにより、組合員に対し、前項の承認を受けた決算関係書類及び事業報告書（監査報告又は次条第一項の適用がある場合にあつては、会計監査報告を含む。）を提供しなければならない。

8 理事は、監事の意見を記載した書面又はこれに記載すべき事項を記録した電磁的記録を添付して決算関係書類及び事業報告書を通常総会に提出し、又は提供し、その承認を求めなければならない。

9 理事は、前項の規定により提出され、又は提供された事業報告書の内容を通常総会に報告しなければならない。

10 組合は、各事業年度に係る決算関係書類及び事業報告書を通常総会の日の二週間前の日から五年間、主たる事務所に備え置かなければならない。

11 組合は、決算関係書類及び事業報告書の写しを、通常総会の日の二週間前の日から三年間、従たる事務所に備え置かなければならない。ただし、決算関

係書類及び事業報告書が電磁的記録で作成されている場合であつて、従たる事務所における次項第三号及び第四号に掲げる請求に応じることを可能とするための措置として主務省令で定めるものをつているときは、この限りでない。

12 組合員及び組合の債権者は、組合に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該組合の定めた費用を支払わなければならない。

- 一 決算関係書類及び事業報告書が書面をもつて作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧の請求
- 二 前号の書面の謄本又は抄本の交付の請求
- 三 決算関係書類及び事業報告書が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求
- 四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて組合の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

< 中協法施行規則（案） >

（監事の決算関係書類に係る監査報告の内容）

第八十九条 監事は、決算関係書類を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする監査報告を作成しなければならない。

- 一 監事の監査の方法及びその内容
- 二 決算関係書類（剰余金処分案又は損失処理案を除く。）が当該組合又は中央会の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見
- 三 剰余金処分案又は損失処理案が法令又は定款に適合しているかどうかについての意見
- 四 剰余金処分案又は損失処理案が当該組合又は中央会の財産の状況その他の事情に照らして著しく不当であるときは、その旨
- 五 監査のため必要な調査ができなかつたときは、

その旨及びその理由

六 追記情報

七 監査報告を作成した日

2 前項第六号に規定する「追記情報」とは、次に掲げる事項その他の事項のうち、監事の判断に関して説明を付す必要がある事項又は決算関係書類の内容のうち強調する必要がある事項とする。

- 一 正当な理由による会計方針の変更
- 二 重要な偶発事象
- 三 重要な後発事象

（監事の事業報告書に係る監査報告の内容）

第九十条 監事は、事業報告書を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする監査報告を作成しなければならない。

- 一 監事の監査の方法及びその内容
- 二 事業報告書が法令又は定款に従い当該組合又は中央会の状況を正しく示しているかどうかについての意見
- 三 当該組合又は中央会の理事の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があつたときは、その事実
- 四 監査のため必要な調査ができなかつたときは、その旨及びその理由

五 監査報告を作成した日

2 前項の規定にかかわらず、監査権限限定組合（法第二十七条第八項に規定する組合をいう。）の監事は、前項各号に掲げる事項に代えて、事業報告書を監査する権限がないことを明らかにした監査報告を作成しなければならない。

（監事の監査報告の通知期限等）

第九十一条 特定監事は、次に掲げる日のいずれか遅い日までに、特定理事に対し、八十九条第一項及び前条第一項に規定する監査報告の内容を通知しなければならない。

- 一 決算関係書類及び事業報告書の全部を受領した日から四週間を経過した日
- 二 特定理事及び特定監事の間で合意により定めた日があるときは、その日

2

共済事業定義の創設関係

これまで、中協法には、火災共済事業以外の例えば生命、自動車などの共済事業の明確な定義規定がありませんでした。今般、この共済事業の定義が規定されました。

組合員から事前に何らかの資金を徴収し、何らかの事故が発生した時に、組合員に対して一定の金銭を支払う場合、事故の内容及び慶弔金、見舞金といった名称に関わらず共済事業に該当します。共済事業に該当した場合、保険業法に類似した改正法上の諸規制が適用されることとなりますので、これに対応することが必要となります。

この点に関しては、下記の点に特に留意する必要があります。

規制対象となる共済事業であるかどうかは組合員に支払われる金額で判断されます。

この共済事業に該当するか否かは、組合員である1契約者（正確には1被共済者当たり）に対して支払う金額（共済金額）が10万円を超えるものであるか否かで判断されます。

この場合の「10万円」の適用は複数の共済契約がある場合には、それぞれの契約ごとに判断されます。

したがって、現在実施している事業の名称が共済事業でなく、例えば慶弔見舞金等の給付であっても、金額的に共済事業の範疇に入る場合は共済事業とみなされ、規制の対象となることに留意する必要があります。共済事業に該当しないようにするためには、給付金額を引下げるか、保険会社の保険に切り替えることが必要です。特に、既に平成19年度の事業年度が始まっている組合では、事業年度中に何らかの対応が必要となりますので留意が必要です。

他方で、商工組合、商工組合連合会においては、平成19年4月1日以降、共済金額が10万円を超える共済

事業の実施が禁止されることとなりますので、十分にご注意下さい。

< 中協法 >

（事業協同組合及び事業協同小組合）

第九条の二 事業協同組合及び事業協同小組合は、次の事業の全部又は一部を行うことができる。

- 一 生産、加工、販売、購買、保管、運送、検査その他組合員の事業に関する共同事業
- 二 組合員に対する事業資金の貸付け（手形の割引を含む。）及び組合員のためにするその借入れ
- 三 組合員の福利厚生に関する事業

3 事業協同組合及び事業協同小組合は、組合員の利用に支障がない場合に限り、組合員以外の者にその事業を利用させることができる。ただし、一事業年度における組合員以外の者の事業の利用分量の総額は、その事業年度における組合員の利用分量の総額の百分の二十を超えてはならない。

6 事業協同組合及び事業協同小組合は、組合員のために、保険会社（保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第二項に規定する保険会社をいう。以下同じ。）その他これに準ずる者として主務省令で定めるものの業務の代理又は事務の代行（保険募集（同条第二十六項に規定する保険募集をいう。以下同じ。）及びこれに関連する事務として主務省令で定めるものに限る。）を行うことができる。

7 第一項第三号の規定により共済事業（組合員その他の共済契約者から共済掛金の支払を受け、共済事故の発生に関し、共済金を交付する事業であつて、共済金額その他の事項に照らして組合員その他の共済契約者の保護を確保することが必要なものとして主務省令で定めるものをいう。以下同じ。）を行う事業協同組合若しくは事業協同小組合であつてその組合員の総数が政令で定める基準を超えるもの又は

組合員たる組合が共済事業を行うことによつて負う共済責任の再共済若しくは再共済責任の再再共済の事業を行う事業協同組合（以下「特定共済組合」という。）は、同項の規定にかかわらず、共済事業及びこれに附帯する事業並びに前項に規定する事業のほか、他の事業を行うことができない。ただし、主務省令で定めるところにより、行政庁の承認を受けたときは、この限りでない。

9 共済事業及び第六項に規定する事業における事業協同組合についての第三項の規定の適用については、同項ただし書中「組合員」とあるのは「組合員並びに組合員と生計を一にする親族及び組合員たる組合を直接又は間接に構成する者であつて小規模の事業者であるもの」とし、事業協同小組合についての同項の規定の適用については、同項ただし書中「組合員」とあるのは「組合員及び組合員と生計を一にする親族」とする。

< 中協法施行規則（案） >

（共済事業）

第五条 法第九条の二第七項の組合員その他の共済契約者の保護を確保することが必要なものとして主務省令で定めるものは、一の被共済者あたりの共済金額が十万円を超える共済契約の締結を行う事業とする。

< 中団法 >

（商工組合の事業）

第十七条 商工組合は、次の事業の全部又は一部を行うものとする。

- 一 資格事業に関する指導及び教育
- 二 資格事業に関する情報又は資料の収集及び提供
- 三 資格事業に関する調査研究
- 四 前三号の事業に附帯する事業

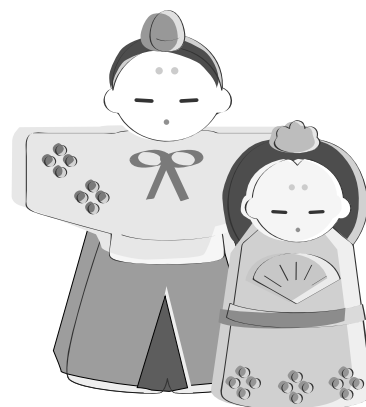
2 商工組合（組合員に出資をさせる商工組合に限る。次項から第六項まで及び次条において同じ。）は、前項の事業のほか、次の事業の全部又は一部を行うことができる。

- 一 生産、加工、販売、購買、保管、運送、検査その他組合員の事業に関する共同事業
 - 二 組合員に対する事業資金の貸付け（手形の割引を含む。）及び組合員のためにするその借入れ
 - 三 組合員の福利厚生に関する事業
 - 四 組合員の新たな事業の分野への進出の円滑化を図るための新商品若しくは新技術の研究開発又は需要の開拓に関する事業
 - 五 前各号の事業に附帯する事業
- 3 商工組合は、前項第三号の規定により共済契約を締結する場合には、組合員その他の共済契約者の保護に欠けることとなるおそれが少ないと認められるものとして主務省令で定める共済契約に限り、これを締結することができる。

< 中団法施行規則（案） >

（共済契約）

第七十七条 法第十七条第三項の主務省令で定める共済契約は、一の被共済者あたりの共済金額が十万円を超えない共済契約とする。



平成19年度中小企業関係税制改正のポイント

中小企業の経営基盤の強化

中小同族会社に対する留保金課税制度の撤廃

同族会社に対する留保金課税の適用対象から中小企業を除外します。

■☞ 内部留保に対する法人税の上乗せ課税が完全撤廃され、内部留保の充実が一層可能になります。

中小企業地域資源活用促進法（仮称）に基づく税制措置

次期通常国会に提出予定の新法に基づき、産地技術や農林水産品等の地域資源を活用した事業に取り組む中小企業に対する設備投資の支援措置（30%の特別償却又は7%の税額控除）を創設します。

■☞ 各地域の「強み」を活かした分野への積極的な設備投資が可能となります。

減価償却制度の抜本的見直し

競争力強化の観点から、国際標準に合わせ、減価償却可能な限度額（現行95%）を撤廃するなど、減価償却制度を抜本的に見直します。

■☞ 早期に損金に落とせる額が大幅に増えることで、設備投資をより積極的に進めることができます。

中小企業等基盤強化税制の延長

中小小売・卸・サービス業等に対する設備投資の支援措置（30%の特別償却又は7%の税額控除）を延長します。

■☞ 中小小売・卸・サービス業においても、設備投資をより積極的に進めることができます。

中小企業へのその他の支援

特殊支配同族会社の 役員給与の損金算入制限措置の見直し

中小企業の活性化の観点から、適用除外基準を平成19年度から大幅に引き上げます。

基準所得（課税所得＋オーナー役員給与）

800万円以下 ■☞ 1600万円以下

中小企業金融の円滑化

商工中金の民営化後も、中小企業金融が円滑に行われるよう、税制においても適切な措置を行います。（抵当権を設定する中小企業者に対する登録免許税の軽減措置の延長など）

地域経済と
雇用を支える
中小企業の活性化

今般の税制改正において、長年の懸案であった項目について、抜本的な見直しを行いました。具体的には、①中小同族会社に対する留保金課税制度の撤廃、②計画的な事業承継を支援する制度の創設、さらに事業承継税制の見直しの提言、③減価償却制度の抜本の見直し、などを行うことが決まりました。

中小企業の事業承継の円滑化

相続時精算課税制度の自社株式特例の創設

これまで相続時精算課税制度の対象とならなかった60歳（本則65歳）以上の中小オーナー経営者が、後継者である子供に自社株式を贈与する場合に非課税枠が3000万円（本則2500万円）となる特例を創設します。

相続段階での精算を前提に贈与。非課税枠3000万円を超えても贈与税率は累進ではなく一律20%。

 スムーズに株式贈与ができ、早期の後継者への事業承継が容易になります。

種類株式の評価方法の明確化

配当優先の無議決権株式（普通株式評価額から5%評価減も可能）や拒否権付株式など、円滑な事業承継のために活用が期待される典型的な種類株式について、その評価方法を明確化します。

 種類株式を活用することで経営権を安定的に承継することが可能となります。

非上場株式に係る事業承継税制の見直し【検討事項】



<税制改正大綱（抜粋）- 検討事項 - >

事業の将来性、後継者不足、相続人間の遺産分割や遺留分、相続税の問題など、日本経済を支えるべき中小企業の事業承継には様々な課題があり、その解決を図ることは、雇用の確保や地域の経済活力維持の観点からも重要である。

こうした観点から、中小企業の事業承継の実態を見極めつつ、事業承継の円滑化を支援するための枠組みを総合的に検討する。その際、非上場株式等に係る税制面の措置については、既存の特例措置も含め、課税の公平性に留意して、相続・贈与税制全体の在り方とともに、幅広く検討する。

中小企業組合への支援

1 事業協同組合等の留保所得に関する特別控除制度の延長（法人税）

【概要】事業協同組合等の各事業年度における留保所得について、32%相当額の損金算入を認めている特別控除制度を2年間延長する。

【効果】財務基盤が脆弱な事業協同組合等の内部留保の充実が図られ、事業協同組合等の経営基盤の強化に寄与する。

2 中小企業等の貸倒引当金に関する特例措置の延長（法人税）

【概要】事業協同組合等が行う貸倒引当金の繰入れについて、通常の繰入限度額の16%分を割り増して損金算入を認めている特例措置を2年間延長する。

【効果】財務基盤が脆弱な事業協同組合等の貸倒引当金の充実が図られ、事業協同組合等の経営基盤の強化に寄与する。

3 保険会社等の異常危険準備金に関する特例措置の延長（法人税）

【概要】火災共済協同組合等が異常危険準備金を積み立てる場合、正味収入共済掛金の5%（通常は2.5%）まで損金算入を認めている特例措置を3年間延長する。

【効果】財務基盤の脆弱な火災共済協同組合等の異常危険準備金の充実が図られ、火災共済協同組合等の経営基盤の強化に寄与する。

4 事業協同組合等が行う共済事業の生命保険料控除制度等の適用対象への追加（所得税、法人税、相続税）

【概要】法律改正により、事業協同組合等における共済事業の健全性を確保するための措置が導入されたことから、事業協同組合等が大規模に行う共済事業を生命保険料控除制度等の対象とする。

【効果】中小企業者による共済事業の利用が促進され、共済事業の安定的な運営に寄与する。

中央会だより

平成18年度 新規加入組合の紹介

組合名	理事長	所在地	主な事業
紀の川繊維協同組合	山岡 忠雄	紀の川市桃山町 最上208番地の67	繊維製品の共同受注、副資材の共同購買、外国人研修生の共同受入
和歌山市中央市場 漬物仲買協同組合	辻本 和哉	和歌山市紀三井寺592番地	漬物の原材料及び副資材の共同購買
和歌山県鍼灸 マッサージ 協同組合	宮本 年起	和歌山市黒田97番地14	医療器具及び衛生材料の共同購買
那賀LPガス販売 協同組合	片山 雅生	紀の川市名手市場191番地	液化石油ガスの共同販売及び共同受注

～ 山東省商談会報告会開催 ～

2月5日（月）ルミエール華月殿（和歌山市屋形町）において昨年11月に中国・山東省で実施された商談会の報告会が開催されました。

中央会による中国輸出振興部会では、県内企業の中国市場進出を促進するため、山東省での商談会等を実施しており、今回2回目の報告会となります。

写真スライド紹介、参加者による詳細レポートが行われ、中国に対する魅力と意欲を感じる成果発表となりました。

山下会長は、「まだ2回目の商談会ですが参加企業の商談も徐々に進んでいます。今後も山東省を中心に3回、4回と続けていきたい。」と話していました。



資格業種	設立の目的
成人女子・少女服製造業、ニット製アウターシャツ類製造業、ニット製寝着類製造業又は寝具製造業を行う事業者	各種共同経済事業（仕事の安定化を図るため商社からの共同受注、組合員の取り扱う副資材の共同購買）を展開することにより、経営の一層の合理化を図る。
野菜漬物製造業を行う事業者	組合員の事業経営に必要な各種漬物の原材料等の共同仕入を行い、組合員の事業の円滑な運営と経費の節減を図り、業界の安定と組合員の経済的地位の向上を図る。
あん摩マッサージ指圧業 はり業又はきゅう業	公益法人で取り組んでいた購買事業が、公益法人制度の抜本的改革により取り組めなくなったため、協同組合を設立して継続することとした。
液化石油ガス小売業	従来、任意団体で取り組んでいた共同販売事業をより強固な体制で取り組むため、法人化を図った。

中国ビジネスシンポジウム開催

I. 中国ビジネスシンポジウム

日 時 平成19年3月19日(月)
14:00~16:00(受付13:30~)
場 所 ホテルアバローム紀の国 2階
鳳凰の間(和歌山市湊通丁北2丁目1-2)
テーマ
「和歌山県企業の中国進出と地域への影響」
～経験談から学ぶこれからの中国ビジネスへの取り組み方～

II. 企業個別相談会

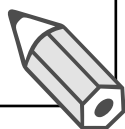
日 時 平成19年3月19日(月)
9:00~12:00
20日(火) 9:00~12:00
場 所 アバローム紀の国
5階 フリーシア

III. 参加費 中国ビジネスシンポジウム・ 企業個別相談会 とも無料

IV. 主 催 和歌山県 後 援 和歌山県中小企業団体中央会

お問合せ

和歌山県中央会 情報総務部
TEL 073-431-0852



セミナーのご案内

中央会では、下記のとおりセミナーを開催しますので、
多数のご参加をお願い致します。

1. 日 時 平成19年3月23日(金) 13:30~
1. 場 所 和歌山市屋形町2-10
ルミエール華月殿 5階「加賀の間」
TEL 073-424-9392

1. 内 容

13:00~13:20 受付
13:30~15:00
「小規模事業場における過重労働による
健康障害防止対策について」
講師 労働者健康福祉機構
和歌山産業保険推進センター
副所長 恩地 信博氏

15:10~16:40
「仕事と生活の調和のとれた
働き方に係る普及啓発事業」
講師 三宅社会保険労務士事務所
社会保険労務士 三宅 佳代氏

1. お問合せ

中央会情報総務課(担当:中井、増井迄)
TEL 073-431-0852



会員だより

～ 日本最大級の中小企業ビジネスイベント 《中小企業総合展2007》開催～

2月21日(水)～23日(金) インテックス大阪(大阪市南港)において“中小企業総合展2007 in Kansai”(主催:(独)中小企業基盤整備機構)が開催されました。

本県中央会関係では、共同受注グループ和歌山T and T、同時開催の「関西中小企業モノ作り展2007」には和歌山富士木工(株)と紀州桐箆笥(協))が出展。

全国から選りすぐられた約250の中小企業が、自ら開発した新製品・新技術・新商品等をブース展示しました。

ステージプログラムとして、経営革新やモノづくりをテーマにした講演、パネルディスカッションなどが繰り広げられ、インテックス大阪を舞台に中小企業のビッグでホットな“ビジネスイベント”となりました。



全国先進組合事例

山形県

も
と
な
り
本
舗
企
業
組
合

特産品の「すいか糖」を製造・販売し、地域をPR

所在地 〒999-4227
尾花沢市中町4-5

電話番号 0237-23-3888

FAX番号 0237-23-3887

設立 平成17年7月

出資金 4,500千円

組織形態 集中型企业組合

主な業種 農産加工品の製造・販売

専従理事 1人

組合従業員 1人

組合員 10人

URL

<http://www3.ic-net.or.jp/yume-fac/>

すいか糖をはじめとする尾花沢市特産品を、商店街の空き店舗を活用した観光物産施設や取扱店を通じて販売するとともに、県内外の観光イベントに出品してPRに努めている

背景と目的

地元の農家で、規格外のため販売できず処分されるスイカを有効活用するために、昔から健康食品として食されていた「すいか糖」の商品化に着手した。出荷できないスイカを回収し、製造所で煮詰め、瓶詰めして商品として売り出している。また、すいか糖以外の通年型商品の開発にも取り組んでおり、尾花沢市の特産品を、年間を通して県内外にPRし、販売することを目的に活動している。数年前から代表理事が個人事業者として取り組んでいたが、企業としての信頼度を高めるため、平成17年7月に企業組合を設立した。

事業・活動の内容

「すいか糖」を中心とした尾花沢市特産商品の開発・販売と、商店街の空き店舗を活用した観光物産施設「夢ファクトリー」の運営が事業の中心である。原料となるスイカは農家から規格外のものを安価に提供してもらい、製造所で煮詰め、100グラムの瓶詰め商品として販売している。販売経路は、観光物産施設、スーパー等の取扱店、通信販売業者、首都圏で開催される観光イベント会場等である。現在、すいか糖以外の通年型商品の開発にも力を入れており、日配品・石鹸・化粧品・入浴剤等を試作中である。

成果

中心商品のすいか糖の販売実績は、月平均400～500個程度と目標の半分程度にとどまっているが、取扱店は徐々に増加しており、今後の販売拡大が望める。1次加工した液状の製品を、菓子製造業向け等に供給することも検討中であり、まとまった量の販売も期待できる。

代表理事を中心とした多面的な活動により、新聞などのマスコミに取り上げられる機会も多く、すいか糖と尾花沢のPRを図り、地域の活性化につなげるという目的はある程度実現しているといえる。



▲組合ホームページ



▲組合事務所



▲すいか糖

所在地 〒358-0003
入間市豊岡1丁目3-7

電話番号 04-2962-3779

FAX番号 04-2962-6688

設立 平成9年9月

出資金 1,740千円

組織形態 商店街振興組合

地区 入間市豊岡、向陽台

主な業種 小売商業、サービス業、その他

組合員 92人

URL <http://www.apopo.net/>

隣接の商店街やエリア内の大型店と上手に連携して共同事業を実施し、地域と組合活動の活性化に寄与。近隣大学との新しい連携も呼び込み、更なる活性化への好循環を生んでいる

背景と目的

当組合は西武池袋線入間市駅南口の中心市街地に位置している。隣接する町屋商店街とはこれまで交流がなかったが、エリア内にある大型店の来店客の回遊性を期待して、15年度に商店街マップを作成している。マップの作成は若手が共同で行った。16年度はさらに一歩進めて、相互の逸品を持つ店を紹介しようという発想から逸品開発事業へと発展した。また駅周辺エリアのTMO設立の過程で、商店街と大型店が活性化に自ら動こうと「いるまんなか協議会」を結成し、共同販促やイベント推進を実施している。



事業・活動の内容

逸品開発では相互の組合メンバーと地域住民参加で「逸品発掘隊」を結成、推薦された店舗のヒアリングやプレゼンテーションを実施して逸品情報カタログ1万5千部を作成・配布した。対象店舗にはフラッグを設置して目印にしている。「いるまんなか協議会」では、大型店と商店街相互のイベントなどを紹介する「いるまんなか瓦版」を年5回発行した。平成16年度に開始した歳末スタンプラリーは、大型店・商店街両方の来店客増加を狙ったものであり、大型店4店、商店街（アポポ23店、町屋15店）が参加した。

成果

来街客の増加などの数値効果は難しいが、事業のマスコミ取材や数多いイベントへ地域住民が参加することによって、商店街の認知度は浸透している。また商店街マップから逸品開発へと発展したように、活動の好循環が生まれている。地域や大型店との連携は理念先行で実際にはうまく行かないケースもあるが、当組合が上手に成果をあげているのは、参加メンバーの意欲に加えて、相互にできることを見極めて資源提供を図っていることである。当組合では近隣の大学との連携も新たに進めており、学生達がイベントを企画・運営するなどによって、新しい風を組合活動・地域活性化に吹き込もうとしている。



▲サマーフェスティバルちらし



▲逸品カタログ

大阪府

オール鉄製梁金具の開発で廃棄物管理に対応
セパレーター
協同組合

所在地 〒540-0029

大阪市中央区本町橋2-23

第7松屋ビル1235号室

電話番号 06-6942-7305

FAX番号 06-6942-7306

設立 昭和60年10月

出資金 5,900千円

組織形態 同業種同志型組合

地区 大阪府他15都県

主な業種 建設用金属製品製造業

組合従業員 1人

組合員 22人

鉄スクラップとして廃棄物管理の一元化が可能となる、オール鉄製の梁金具「梁ポッター」を開発。梁金具市場で10%（360万個）のシェア獲得を目指す

背景と目的

組合員企業が製造する建設工事用金属製金物である丸セパレーターは、建設工事・土木工事の減少に伴って、売上が大幅に落ち込んでいた。この状況を打開し、組合の健全な運営を図るためにも、収益性が高く競合他社メーカー製品との差別化が図れ、特許の取れる新製品開発の必要性を感じ始めていた。当該組合では既に、鉄筋と型枠をとめる金具「エスケーユニバ」という商品開発の実績があり、その延長線上で第2弾の商品開発も検討されていたが、新しいカテゴリーの商品開発の方が補助を受けやすいことがわかり「エスケーユニバ」とは異なる、新たな商品開発に取り組む方向で組合内の意向がまとまっていった。



事業・活動の内容

商品開発カテゴリーはハリ金具分野とし、開発方針は環境への順応、市場における差別性、特許取得の可能性、組合らしさの発揮などをポイントとすることでコンセンサスを得て、スペックのディテール化へと進んでいった。ある委員から鉄製コーンのアイデアが出され、コーンを鉄製にすることで、廃棄物分別の手間が省け、環境対応にも順応できる製品として、他社メーカーとの差別化を図ることができ、大きなセールスポイントになることは間違いないと確信した。その後、商品スペックを具体的に設計していく段階で、技術的な面で様々な問題があり、それを一つずつクリアして行くのに相当の時間と費用を要した。

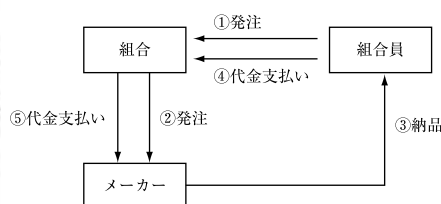
成果

平成16年2月の、「梁ポッター」の本格的発売以来250万個の販売実績を誇り、ハリ金具市場で10%（360万個）のシェア確保という目標に向けて、平成16年度実績で、140万個販売し、約4割弱の達成率となる。最終のユーザーへの販売総額では約1億2,000万円程度と推測される。その間、市場にも順調に浸透し、環境面では、建設業界のISO取得による作業所管理の中で、鉄スクラップとして一元

管理できる点が歓迎されている。組合員企業22社中、16社が梁ポッターを取り扱っており、積極的な販売意欲が感じられる。また第3弾の商品開発への意欲もある。これらの事業を通じて組合員の組合に対する求心力は高まっている。



【梁ポッターの受発注のシステム】



高年齢者雇用確保措置の実施が義務づけられました!!

改正高齢法の義務

高年齢者の安定した雇用の確保義務

高年齢者雇用安定法の改正により、平成18年4月1日から、65歳未満の定年の定めをしている事業主は、高年齢者の65歳¹までの安定した雇用を確保するため、次の²からいずれかの措置(高年齢者雇用確保措置)を講じなければならないこととなりました²。

定年の引上げ

継続雇用制度の導入³

定年の定め廃止

- 1 この年齢は、男性の年金(定額部分)の支給開始年齢の引上げスケジュールにあわせ、男女同一に、平成25年4月1日までに段階的に引き上げられます。例として、60歳定年企業における「高年齢者雇用確保措置 実施義務化年齢段階的引上げスケジュール」のイメージ図をこのページの下に掲載しましたので、ご参照ください。
- 2 措置を講じるにあたり、就業規則の作成、変更等を行った場合は労働基準監督署に届け出ていただく必要があります。
- 3 継続雇用制度については、原則は希望者全員を対象とする制度の導入が求められますが、各企業の実情に応じ労使の工夫による柔軟な対応が取れるよう、事業主が、「労使協定」により、継続雇用制度の対象となる高年齢者に係る基準を定め、当該基準に基づく制度を導入したときは、措置を講じたものとみなされます。

高年齢者雇用確保措置 実施義務化年齢段階的引上げのイメージ

	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度
法定義務化年齢	62歳	63歳	63歳	63歳	64歳	64歳	64歳	65歳	65歳	65歳
年齢	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳	66歳	67歳	68歳	69歳
2006.4.1～2007.3.31に60歳定年を迎える労働者	定年 62歳義務	63歳義務		継続雇用終了						
年齢	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳	66歳	67歳	68歳
2007.4.1～2008.3.31に60歳定年を迎える労働者		定年 63歳義務			64歳義務	継続雇用終了				
年齢	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳	66歳	67歳
2008.4.1～2009.3.31に60歳定年を迎える労働者			定年 63歳義務		64歳義務	継続雇用終了				
年齢	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳	66歳
2009.4.1～2010.3.31に60歳定年を迎える労働者				定年 63歳義務	64歳義務			65歳義務	継続雇用終了	

期間の定めのない雇用

継続雇用制度等の適用

※継続雇用の終了にあつては、少なくとも法定義務化年齢に到達する日までの雇用が必要。

労使でお手伝いします。

地域の就職支援活動

和歌山県地域労使就職支援機構 (厚生労働省委託事業)

構成団体

- 連合和歌山 ●経営者協会 ●商工会議所連合会
- 商工会連合会 ●中小企業団体中央会

白浜・円月島

平成18年度 地域労使就職支援機構事業実施内容

- ・就職面談会の開催
- ・職業能力開発・向上訓練
- ・新卒予定者への就職支援
- ・継続雇用等雇用促進への取組み
- ・ミスマッチ解消への取組み
- ・その他雇用・就職に関する事業

当機構は「無料職業紹介」を行っております。
詳しくは「支援機構」まで

〒640-8227

和歌山市西汀丁26 (県経済センター4F)

TEL.073-402-2111

FAX.073-425-5086

Eメール roushi.s.s.k@carrot.ocn.ne.jp

ホームページ

<http://www.waroushi.jp>

情報連絡員発表

1月分

D I (ディフュージョンインデックス) 値

D I 値は景気が上向きか下向きかを表す数値です。

D I 値 = 増加(好転)割合 - 減少(悪化)割合

D I 値 > 0 ... 景気上向き

D I 値 = 0 ... 景気横ばい

D I 値 < 0 ... 景気下向き

業界景況／前月比

-35.0/前月比7.5ポイント悪化

前年同月比の景気動向

増加・好転↑ 不変→ 減少・悪化↓

業 種	項 目	売 上 高	収 益 状 況	資 金 繰 り	業 界 景 況
製 造 業	食 料 品	→	→	↑	→
	繊 維 同 製 品	↓	↓	↓	↓
	木 材 木 製 品	↓	↓	↓	↓
	印 刷	↓	↓	↓	↓
	化 学 ゴ ム	↑	→	→	→
	窯 業 土 石 製 品	↑	→	→	→
	鉄 鋼 金 属	→	→	→	↑
	そ の 他	↑	↓	↓	↓
非 製 造 業	卸 売 業	→	↓	↓	↓
	小 売 業	↓	↓	↓	↓
	商 店 街	↓	↓	↓	↓
	サ ー ビ ス 業	↓	↓	↓	↓
	建 設 業	↓	↓	↓	↓
	運 輸 業	→	→	→	→
D I 値		-17.5	-35.0	-32.5	-35.0

(情報連絡員40名のうち回答数40名 回答率100%)

総 評

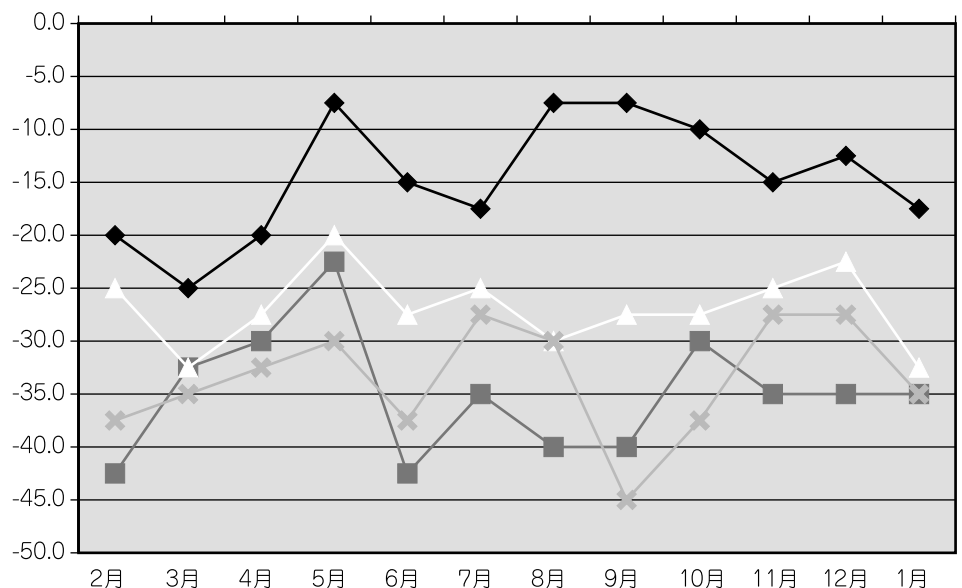
前年同月比における「業界景況」判断指数(D I 値: 景気動向指数)は、マイナス35ポイントであり、同12月調査と比べ7.5ポイント悪化した。

同12月調査と比べ、「売上高」が5ポイント悪化、「資金繰り」が10ポイント悪化。「収益状況」は12月調査と同じポイントとなった。

1月の調査では業界景況に関して、情報連絡員40名のうち、「不変」との回答は22名、「悪化」との回答は16名で、「好転」との回答は2名であった。

年間D I 値
(前年同月比)
の推移

◆ 売上高
■ 収益状況
▲ 資金繰り
× 業界景況



● 製造業 ●

繊維・同製品	今シーズンについても、厳しい状況であるが、この暖冬の為、店頭での在庫状況は次シーズンにもかかわることなので、気がかりである。(紀州繊維)
	売上高は数量ともに減少。10%程度(手袋)
木材・木製品	先月同様二極分化の傾向が強い。マンション等への納入業者は、年度末迄の受注をかかえているが障子、襖等の純和風建具に関しては非常に厳しい。(建具)
化学ゴム	昨年同期に比較し出荷量3%、売上高8%の上昇。但し、単価の高い品目の売り上げ増加のため全体価格の上昇には至っていないようだ。(化成品)
窯業・土石製品	先月と同様で和歌山地区組合員の生コン出荷数増にて全体の前年比が10%アップする。 (県生コンクリート)
その他	1月19日に負債5億円で1社、自己破産を申請した。(海南特産家庭用品)

● 非製造業 ●

卸売業	昨年は石油の高騰、銅価格高騰等で原材料高で経営を圧迫していた、政府では景気は回復と言われているが格差のある景気構造で実感はわからない。 年が変わり銅価格も下落傾向の様子、設備投資も少し活性化のようすが伺われるが公共事業の削減などで受注競争の激化はやまない。 対策としてはオール電化、情報配線、高齢化対応などニーズに敏感に対応、技術営業が必須となっている。(電設資材)																
小売業	年明け業務筋向けを除き消費者向け一般小売は低調。大半の組合員は、昨年のスーパーの新規出店の影響を大きく受けている。(日高総合卸売市場) 3月2日に紀の国ふらくり劇場がオープンする。2年前に閉鎖された東映シネマ跡に大衆演劇の公演が始まる。この地区には、かつて、7つの映画館と1つの芝居小屋が営業していたが暫時閉館しすべてがなくなったのは、2年前であった。年寄の娯楽としての芝居小屋で本町地区の賑わいの復活することに期待する。(和歌山市) 1月はバーゲンシーズンでもありましたが相変らずの状況です。 街づくり三法が改正される現状において、かけ込みの大型出店の問題があり先日市行政に活性化に向けた基本計画を作るに向かって行く上でなんとか出店のないよう陳情に商工会議所と共にして来ましたが、街の者は大変心配しているところです。(田辺市)																
サービス業	<table border="0"> <tr> <td>宿泊人員(対前年同月比)</td><td>118.4%</td></tr> <tr> <td>総売上</td><td>106.0%</td></tr> <tr> <td>1人当たりの消費単価</td><td>89.5%</td></tr> <tr> <td>総宿泊料金</td><td>118.3%</td></tr> <tr> <td>1人当たりの宿泊単価</td><td>99.9%</td></tr> <tr> <td>H18/1 宿泊人員</td><td>70,131人</td></tr> <tr> <td>H19/1 宿泊人員</td><td>83,048人</td></tr> <tr> <td></td><td>12,912人増(18.4%増)</td></tr> </table> 年末年始の宿泊人員・対前年比19.1%増加ペースになっていると考えられるが、週末営業であった施設が廃業し、年間フル営業の施設として引き継がれたことも要因の一つである。(白浜温泉旅館) 外国への輸出が好成績であったが、国内における自動車の新車小型車の販売が伸びず低調であった。車両整備売上についても特に大きな変動は見られなかった。(田辺自動車)	宿泊人員(対前年同月比)	118.4%	総売上	106.0%	1人当たりの消費単価	89.5%	総宿泊料金	118.3%	1人当たりの宿泊単価	99.9%	H18/1 宿泊人員	70,131人	H19/1 宿泊人員	83,048人		12,912人増(18.4%増)
宿泊人員(対前年同月比)	118.4%																
総売上	106.0%																
1人当たりの消費単価	89.5%																
総宿泊料金	118.3%																
1人当たりの宿泊単価	99.9%																
H18/1 宿泊人員	70,131人																
H19/1 宿泊人員	83,048人																
	12,912人増(18.4%増)																
建設業	補正による追加発注あるものの業況はなお厳しいものがある。(紀南建設)																
運輸業	輸送数量は対前年横ばい状態です。燃料価格は12月並であったが、2月は3円程度下がると考える。(市運送事業)																

充実した中央会共済制度のご案内

— 堂々のラインナップ! —

共済制度実施団体 ● 和歌山県中小企業団体中央会 / 加入資格 ● 中央会の会員に属する法人・事業主

オーナーズプラン

事業保全資金の確保と役員退職金の準備

- ゆるぎなき経営のために豊かな保障を実現します。
- 掛金のご負担は全額事業主負担です。
- 大型保障による事業保全資金の確保のみならず、生前給付保障の活用により事業継続におけるリスク対応が可能です。
- 事業継承プランも取り揃えております。

総合保障プラン

事業主・役員・従業員の弔慰金・見舞金制度

- 掛金のご負担は全額事業主負担となり、法人の支払った掛金は損金（全額もしくは一部）として算入でき、事業主が従業員のために支払った掛金は必要経費となります。被保険者の給与にもなりません。

特定退職金共済制度（新企業年金保険）

従業員の退職金制度

- 掛金のご負担は全額事業主負担となり、月々の掛金は従業員一人1000円（1口）から30,000円（30口）までです。
- 掛金は損金（必要経費）として算入でき、従業員の給与にもなりません。（所得税法施行令第64条、法人税法施行令第135条）

パートナーズプラン

個人向けの死亡・医療保障制度

- 掛金は加入者負担です。
- 死亡保障・3大疾病に備える保障・1泊2日からの入院保障をはじめ必要に応じた保障の付加が可能です。

共済制度のご照会・ご相談は下記までご連絡下さい。

三井生命保険株式会社 和歌山支社

和歌山市北汀丁7番地 TEL:073(432)3360 FAX:073(431)5280

※各商品の概要を簡単に説明したものです。詳細は該当の商品パンフレットをご覧ください。

火災共済

和歌山県火災共済協同組合・和歌山県中小企業共済協同組合

普通火災共済 ①火災 ②落雷 ③破裂・爆発 ④風災・雪災
総合火災共済 上記①～④及び ⑤物体の落下・衝突 ⑥騒じょう・労働争議 ⑦水ぬれ ⑧盗難 ⑨水災 } 担保されます

自動車事故見舞金共済

他の保険と無関係で加入車輛に係る人身事故の場合、契約者に共済金が支払われます。

保障金額（給付総額は300万円が限度です。）

給付内容	保障金額	備考
死亡共済金	300万円	被害の日から180日以内の死亡（1事故につき300万円）
後遺障害共済金	10万円～300万円	後遺障害共済金
医療入院	1日につき3,000円 複数傷害者でもよく12,000円限度	300万円限度・365日限度
共済金退院	1日につき1,500円 複数傷害者でもよく12,000円限度	実通院、往診を受けた日数・300万円限度・365日限度

加入車種と共済掛金（1年間の掛金）

車種	掛金額
自家用軽乗用自動車	5,500円
自家用軽貨物自動車	5,500円
自家用乗用自動車	11,000円
自家用小型貨物自動車	11,000円
自家用普通貨物自動車	2t以下 17,000円
〃	2t超 27,000円

問合先 ● 和歌山市西汀丁26番地 TEL (073) 431-3288 (代)

富士火災の 和歌山県中央会集団扱制度

和歌山県中央会集団扱制度とは、各種損害保険を一般で加入するよりも保険料が最大約9%安くなる※お得な保険制度です。

※保険種類・払込方法により異なります。

グループ傷害保険

経営安心部長



- ①労災認定を待たずに保険金をお支払い！
- ②従業員の入替りや人数の増減の際にも報告や精算が不要！
(売上高方式の場合)
- ③通勤途上や経営者の業務上災害も補償！
- ④特約により24時間補償、病気死亡による葬祭費用も実費補償！
※葬祭費用保険金は建設業の場合下請負人およびアルバイト・パートは被保険者に含まれません。
- ⑤入院・通院保険金は1日目からお支払い！
- ⑥特約により地震などの天災を補償！
- ⑦建設業の場合、下請負人担保・経営事項審査の加点対象！
※経営事項審査の加点となるのは、一定の条件を充足した場合のみです。

グループ傷害保険

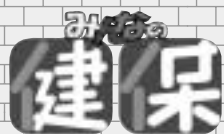
入院医療保険金支払特約付帯



- ①お仕事中のケガはもちろん、日常の病気入院も補償！
 - ②年齢・性別・職業に関係なく保険料は一律！
※入院医療保険金特約にかぎります。
 - ③医師の診査は不要。各人の告知も不要！
※被保険者数が5名以上の場合に限りです。
 - ④記名不要の人数式契約で、人の入替え時もスムーズ！
 - ⑤全員付保の場合に掛金は全額損金処理が可能！
- 被保険者数5名以上かつ全員付保（一部例外を除く）が条件となります。

医療保険

医療費用担保特約付帯



ケガまたは病気により日本国内で一泊2日以上入院した場合

- ①健保の3割自己負担分をお支払いします！
- ②差額ベッド代をお支払いします！（日額15,000円限度）
- ③入退院時の交通費をお支払いします！
- ④ホームヘルパー費用、付添看護費用をお支払いします！
- ⑤最先端技術の高度先進医療費用をお支払いします！

※この広告の内容は概要の説明です。詳しくは、弊社担当者社員・代理店にご照会ください。

富士火災海上保険株式会社

〈本 社〉
〒542-8567
大阪市中央区南船場1-18-11
TEL.06-6271-2741（大代表）
HOME PAGE
<http://www.fujikasai.co.jp>

〈東京本社〉
〒104-8122
東京都中央区銀座2-12-18
TEL.03-3542-3911（大代表）





いちご狩り（紀の川市）



和歌山県中小企業団体中央会

〒640-8566 和歌山市西汀丁26番地

和歌山県経済センター7階

TEL 073-431-0852

FAX 073-431-4108

URL <http://www.chuokai-wakayama.or.jp/>

E-mail info@chuokai-wakayama.or.jp